

令和元年10月29日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 大 西 克 義

令和元年台風第19号による災害の発生に伴う建設リサイクル法上の
特例措置等について（通知）

標記につきまして、愛知県都市整備局長から令和元年10月25日付けで、
別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

以 上

31都総第579-1号
令和元年10月25日

関係建設業団体の長様

愛知県都市整備局長
(公印省略)

令和元年台風第19号による災害の発生に伴う建設リサイクル法上の特
例措置等について(通知)

このことについて、令和元年10月18日付け国土建第303号で国土交通省土
地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、この通知の趣旨を御理解のうえ、貴団体所属の会員に周知して
いただきますようお願いいたします。

担当 都市基盤部都市総務課建設業第一グループ
電話 052-954-6502 (ダイヤルイン)

国土建第303号
令和元年10月18日

各都道府県主管部局 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



令和元年台風第19号による災害の発生に伴う
建設リサイクル法上の特例措置等について

令和元年10月10日に発生した令和元年台風第19号による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、10月18日付けで公布・施行された令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第720号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）における特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴職におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いいたします。あわせて、解体工事業の登録業者に対しても、周知指導方お願いいたします。

記

1. 解体工事業の登録の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域（令和元年台風第19号に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に住所を有



する者に係る建設リサイクル法第21条第1項の規定に基づく解体工事業の登録（令和元年10月10日から令和2年3月30日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和元年10月9日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和2年3月31日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、令和元年台風第19号の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和2年3月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

令和元年台風第19号により、建設リサイクル法第25条第1項及び第27条第1項の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和元年10月10日から令和2年1月30日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかつた者については、政令に基づき、令和2年1月31日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

事 務 連 絡

令和元年10月18日

各都道府県建設リサイクル法関係事務担当者殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

令和元年台風第19号による災害の発生に伴う
建設リサイクル業関係事務の取扱いについて

令和元年10月10日に発生した令和元年台風第19号による災害については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）に基づく登録等の有効期間の延長及び期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置について、「令和元年台風第19号による災害の発生に伴う建設リサイクル法上の特例措置等について」（令和元年10月18日付け国土建第303号）により通知したところであるが、今般の令和元年台風第19号による甚大な被害の状況にかんがみ、被災地域における建設リサイクル関係事務を適切に取り扱うため、被災者に係る法の適用については、当分の間、同通知の内容に加え、下記の点に留意されたく通知する。

貴職におかれてはその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いする。

記

1 登録（その更新を含む。）の申請について

近々に登録の有効期間が満了する解体工事業者をリストアップするなど、それぞれの解体工事業者が置かれている状況を適切に把握しつつ、次のとおり、事務を取り扱う。

（1）登録の有効期間関係

特定被災地域（令和元年台風第19号に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する解体工事業者で従前の登録の有効期間が令和元年10月

10日から令和2年3月30日の間に満了する者（令和元年10月9日以前に、更新の申請がなされ、かつ、更新の登録がされている場合を除く。）の当該有効期間の満了日は、令和元年10月18日付け国土交通省告示第720号により延長されたため、一律に令和2年3月31日として取り扱う。

なお、上記のほか、都道府県知事は、特定被災地域内に主たる営業所を有さない者であっても、その者が有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行った場合（従前の登録の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日の間に満了する者であり、かつ、申出を行った時点で有効期間が満了している者も含む。）について、申出が適当と認められるときは、その満了日を令和2年3月31日に延長することとする。

（2）申請書類関係

解体工事業者が法第22条の登録の申請をするに当たって、令和元年台風第19号によるやむを得ない事情により解体工事業に係る登録等に関する省令（平成27年国土交通省令第82号。以下「省令」という。）第法第3条及び第4条に定める書類の一部を用意することができないと認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日までに都道府県知事あてに提出する旨の誓約書、令和元年台風第19号により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付させて、当該書類が不備であっても、当該申請を受理すること。この場合、登録の審査に必要な書類を適宜求めること等を通じて当該申請が適当であると認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日までに都道府県知事あてに提出すること等を条件として付した上で、当該申請に対する登録をすること。

2 変更等の届出について

（1）変更等の届出義務の免責関係

令和元年台風第19号により、法第25条第1項及び第27条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和元年10月10日から令和2年1月30日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができない者については、令和元年10月18日付けで公布・施行された令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）に基づき、令和2年3月31日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行についての責任を問わないものとする。

このため、原則として特定被災地域内に主たる営業所を有する者については、本特例措置の対象として取り扱うこととし、特定被災地域内に主たる営業所を有さない者であっても、令和元年台風第19号によるやむを得ない事情が認められる場合には本特例の対象として取り扱うこととする。

(2) 届出を行うべき書類関係

解体工事業者が法第25条第1項に規定する届出をするに当たって、令和元年台風第19号によるやむを得ない事情により省令第6条に規定する書類の一部を用意することができないと認められる場合には、当該書類が不備であっても、不足する一定の書類を一定期日までに都道府県知事あてに提出する旨の誓約書、令和元年台風第19号により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付させて、当該届出を受理すること。

3 営業所の変更関係

令和元年台風第19号による営業所の倒壊等により、営業所の社屋が存在しなくなった場合でも、当該営業所における営業を継続する(営業所を再建する)意思がある場合には、令和2年3月31日までの間は、当該営業所は存続しているものとみなすこととする。

したがって、同日までの間は、営業所の社屋が存在しなくなったことにより、法第25条第1項の届出を行う必要はないこととする。ただし、従来の営業所とは所在地を異にする営業所(仮営業所を含む)を設置する場合には、法第25条第1項の届出が必要である。

以上